

全労金2017春季生活闘争ニュース・第25号

《合意速報No.9》

北陸労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

北陸労組は、3月28日午後1時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求 (金庫)				回 答 (金庫)			
	正職員	一般職	嘱託職員	臨時職員	正職員	一般職	嘱託職員	臨時職員
安定雇用	—	(無期雇用) (登用制度は実現)	(無期転換権は実現) 登用制度の確立		—	(無期雇用) (登用制度は実現)	(無期転換権は実現) 要求通り	
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ				要求通り			
基本賃金	—	—	月額7,000円 の引き上げ +定昇3,000円	初任額20円引上げ 4年目以上1,040円 に引上げ、定昇30円	—	—	応じられない	初任額20円引上げ その他は応じられない
一時金	4.2	4.2	制度化、1.0		4.1	4.1	制度化には応じられない 奨励金60,000~100,000円	
昨年実績	4.1	4.1	60,000~100,000円					
雇用環境	—		私傷病欠勤・休職制度		私傷病：応じられない			
	ジョブリターン制度 の確立		—		ジョブリターン：2018年3月末を目処に継続協議			
単組独自要求	—	—	退職金制度		退職金：応じられない			
	積立休暇制度は協議で解決				(積立休暇制度は協議で解決)			

※但し、嘱託・臨時職員の「基本賃金の改善」「雇用環境の整備」「退職金制度」については、職群の整理として労使協議し、2018年3月末を目途に労使確認する。

団体交渉において、金庫からは、「労組から要求書の提出を受け、役員は労働金庫の経営状況と将来的な展望も含め、労働金庫で働いている全職員の諸条件をどう改善していくかを真摯に議論した。また、昨年発足した『あり方検討委員会』では、これからの労働金庫の収益をどう改善していくかについて議論を重ね、多くの課題を見出してきた。今後は、金庫として答申を受けた内容を精査し、会員に伝えていくこととなる。そして、全職員一丸となって労働金庫の将来に亘り、安定的な収益基盤・組織基盤を作り上げることが重要である。今月発信したメッセージでは、金庫の経営状況が極めて厳しい環境下にあることは十分に理解されたと思っている。改革を進める中で、会員に理解を得ながら、私たちの生活・人生をしっかりと構築できる労働金庫の組織体制を作り上げることが極めて重要である」等の見解が表明されました。

山下闘争委員長は、「北陸労働金庫の置かれている経営環境の厳しさを踏まえつつ、

2016年度事業計画に対する職員への頑張り、2017年度以降の奮闘を期待する中での回答であると認識している。臨時・嘱託職員の基本賃金の引き上げについては、回答は得られなかったものの、最低賃金の引き上げ、登用制度の確立の回答を得られたことは、要求主旨である『底上げ・底支え』『公正処遇』の実現を理解した金庫の前向きな判断が示されたものと捉えている。正職員の一時金については、次年度以降の収益見通しがこれまで経験したことのない厳しい状況が予想される中で、精一杯の回答であったものと考えている。なお、継続協議項目については、協議スケジュールを確認したうえで、すぐに協議を開始できるよう要請する。春闘における回答、継続協議課題の進捗も含め、労働組合の立場で組合員に発信し、次年度の奮闘に繋げていきたい。次年度以降は、これまで経験したことのない厳しい経営環境の中、北陸労金として第6期中期計画の初年度を迎え、役職員一丸となって行動する必要がある。様々な課題が山積しているが、労使一体となって乗り越えていきたい」等を表明しました。

単組は、①交渉を通じて改めて金庫の置かれている厳しい状況について認識の一致を図ることができたこと、②金庫から、厳しい社会情勢の中で、これまでの職員の奮闘に対して感謝する発言や認識が改めて示されたこと、③最低限、昨春闘を上回る回答を引き出したこと、等から基本合意を判断しました。

なお、関連会社については、金庫との合意を踏まえ、継続的に協議を行い、4月の取締役会で労働条件を決定することとしている。

*合意単組：8単組（3月28日16時50分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸

以 上